

2019 年度
医 学 物 理 士 更 新 認 定
申 請 要 項

申 請 期 間

2020 年 1 月 6 日（月）～ 2020 年 1 月 17 日（金）必着

一般財団法人 医学物理士認定機構 事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

e-mail: office@jbmp.org

医 学 物 理 士 認 定 機 構

1 更新認定対象者

更新認定申請の資格を有する者は、2020 年 3 月 31 日に認定期間を満了し、日本医学放射線学会または日本医学物理学会の会員で以下のいずれかの条件を満たす者です。医学物理士名簿 (<http://www.jbmp.org/certification/list/>) でご自身の認定期限をご確認ください。

1) 5 年毎の更新

過去 5 年間の業績評価点の合計が 60 単位以上を有する

(医学物理士認定制度規程 (以下、「規程」という) 第 13 条および同施行細則 (以下、「細則」という) 第 6 条に該当する者。)

2) 2 年間の条件付き認定を受けた者

過去 2 年間の業績評価点の合計が前回の不足分に 24 単位を加算した単位以上を有する

(細則第 10 条に該当する者)

業績評価点は、細則に基づいて評価されます。ホームページ <http://www.jbmp.org/> でご確認ください。評価の対象となる業績評価点は、カテゴリー 0, I, II および III から上記に示す所定の単位数^{注)}が必要です。ただし、上記 1) に該当する者はカテゴリー II の単位は必須です。ご注意ください。

注) 2012 年 5 月 6 日付けの規程の改正で、「毎年の論文単位が 5 点以上、毎年の学術集会等が単位 10 点以上)」の条件は廃止されました。

2 業績評価対象期間

業績評価対象期間は以下に示す通りとします。

5 年毎更新の場合 : 2015 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

2 年間の条件付き認定を受けた者の場合 : 2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

認定の可否は申請書類に基づき慎重に審査されます。申請書類のない段階での判断はできませんので、申請前の単位数等に関するお問合せには回答できません。

3 申請方法（インターネット申請を併用した郵送受付のみ）

インターネット申請の利用と申請手順に沿って必要な情報を入力して印刷し、申請に必要な書類すべてを取りまとめて角形 2 号封筒（横 24 cm×縦 33 cm、折らずに A4 用紙が入るもの）の表（おもて）にインターネット申請で印刷した宛名ラベルを糊で貼付け、必ず簡易書留郵便で郵送してください。簡易書留としない場合の事故については、一切責任を負いません。郵便事情による遅配もありますので、余裕をもって申請してください。

申請期間： 2020 年 1 月 6 日（月）～ 2020 年 1 月 17 日（金）必着

宛 先： 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5
医学物理士認定機構事務局

4 認定審査料

認定審査料は、郵便局・ゆうちょ銀行に備え付けの**払込取扱票（青色）**を使用し、個人名義にて納付してください。郵便局・ゆうちょ銀行の ATM（現金自動預払機）でも納付できます。送金手数料は自己負担になります。インターネットバンキングを含む他の方法での納付はできませんのでご注意ください。

認定審査料： 25,000 円

納付先口座名： 一般財団法人 医学物理士認定機構

口座番号： 00170-2-607301

郵便局・ゆうちょ銀行の窓口または ATM から受け取る**受領証のコピー**を申請書（様式 1）の所定の欄に貼り付けて提出してください。申請書類を受理した後の認定審査料は返還できません。

認定審査料は審査のための料金として申し受けるものです。申請書類を受理した後の認定審査料は返還できません。

5 認 定 申 請 書 類 等

認定申請には次の書類が必要です。それぞれ指定された様式に従ってください。認定申請資格により必要書類が異なります。印刷した宛名ラベルの「**内容物のチェック**」を利用して不足が無いようにしてください。

申 請 書 類 等	摘 要
① 更新認定申請書	インターネット申請画面上にて学歴、学位、職歴および免許の欄に申請に必要な事項を入力して、作成される 様式 1 をダウンロードして印刷してください。（片面印刷）
② 認定審査料 (25,000 円) 振替払込証のコピー	郵便局・ゆうちょ銀行の窓口または ATM から受け取る 振替払込請求書兼受領証のコピー を様式 1 の所定の欄に貼って提出してください。
③ 業績単位申告表	インターネット申請画面上にて様式 4 から様式 7 に必要事項を入力して印刷し、提出してください。 （片面印刷） 申請するカテゴリー毎に、以下の書類を必ず同封してください。 カテゴリー 0 臨床研修報告書および臨床研修責任者の証明書（様式 10） カテゴリー I 業務実績報告書および所属長の証明書（様式 11） カテゴリー II 出席証明書または出席が確認できる書類のコピー 講師の場合は、講習会等の名称、日時および講師名が確認できるプログラム等のコピー カテゴリー III 出席証明書または出席が確認できる書類のコピー (1) 演者の場合は、学術大会等の名称、日時および演者名が確認できるプログラム、抄録等のコピー カテゴリー III 掲載された雑誌名、論文名、著者、掲載ページなど (2) 掲載された雑誌名、論文名、著者、掲載ページなどが確認できるコピーまたは別刷
④ 返信用封筒	審査結果通知先の郵便番号、住所、氏名を記載し、 460 円分の郵便切手を貼った角形 2 号封筒 （横 24 cm×縦 33 cm）1 通を同封してください。

⑤ 本籍地および氏名を証する書類	全員必要です。 （医学物理士籍作成のため） 住民票の写し（本籍記載あり、マイナンバー記載なし、発行から6ヵ月以内のもの）を提出してください。ただし、氏名に変更がある場合は新旧の氏名が確認できる戸籍抄（謄）本または戸籍個人事項証明書を提出してください。
⑥ 医学物理士籍（訂正）申請書	全員必要です。 （医学物理士籍作成のため） インターネット申請により作成される医学物理士籍（訂正）申請書（様式 13）に必要事項を記入して提出してください。

6 審査結果の通知

認定審査の可否にかかわらず申請者には審査結果が通知されます。また、更新認定審査に合格された場合、氏名がホームページに掲載されます。

7 認定証の交付

2019 年度更新認定審査で認定された者には、下記の有効期間の医学物理士認定証が交付されます。ただし、更新認定に条件が付された場合にはこの限りではありません。交付される認定証でご確認ください。

有効期間：2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

8 申請上の注意事項

- 1) 様式はそれぞれ片面で印刷し、記入してください。
- 2) 申請の不備が無いように、インターネット申請で作成される「**内容物のチェック**」を利用して提出書類を確認してください。
- 3) 郵送後に書類の変更はできません。ただし、住所、氏名、電話番号に変更があった場合には医学物理士認定機構事務局へ連絡してください。
- 4) 年月日記入欄で、特に元号の指定がない場合は西暦で記載してください。
- 5) 一度受理した申請書類および認定審査料は、理由の如何にかかわらず返還しません。なお、提

出された書類は審査終了後に、公文書処理手順に従って処理致します。ただし、「本籍地および氏名を証する書類」は事務局で確認したのちに郵送にて返却します。

出席証明書、領収書等はコピーによる申請を認めます。原本を提出頂いても、返却致しませんのでご注意ください。

- 6) 出席証明書に申請者の記名が無い場合は単位として認められませんので注意してください。
- 7) 審査結果は返信用封筒の宛先に送付されます。認定審査後、1ヶ月が経過しても送付されない場合は、医学物理士認定機構事務局へお問合せください。
- 8) 申請書類に虚偽の記載がある場合は、認定を取り消すことがあります。

9 認定の有効期限の延長について

止むを得ない理由で認定の有効期限の延長を希望する場合は、医学物理士認定機構に申請する必要があります。(細則第7条)

その場合、**様式 9** にその理由と期間を記した書類、それらを証明する書類、および「5 認定申請書類等」の④と同様の返信用封筒、以上3点を同封して医学物理士認定機構事務局宛てにお送りください。

認定の有効期限延長の申請には、認定審査料は必要ありません。

10 個人情報の取扱について

認定申請の際にお知らせいただいた氏名、住所、経歴、業績等の個人情報については、法令に基づき以下のとおり取り扱いますので、あらかじめご了承下さい。

- (1) 氏名、住所、経歴、業績等の個人情報については認定審査に使用します。
- (2) 氏名、住所、経歴等については医学物理士データベースに登録し、更新認定の通知、医学物理士に関する統計等に使用します。

11 問合せ先

問合せ先

問い合わせは、下記アドレスへのメールのみで受け付けます。

e-mail: office@jbmp.org

認定の可否は申請書類に基づき慎重に審査されます。申請書類のない段階での判断はできませんので、申請前の単位数等に関するお問合せには回答できませんのでご了承ください。